

令和3年

10月1日

~12月31日

山形ゼロ災

3か月運動



経営トップの職場巡視・
安全衛生管理実施状況の

点検の実施



経営トップによる
「安全衛生に関する宣言」



危険の「見える化」の推進・
転倒災害防止対策の実施



主催：山形労働局・労働基準監督署
山形県労働災害防止団体連絡協議会
各地区労働基準協会



てんとうぼうしくん

「山形ゼロ災3か月運動・2021」実施要領

～ 労働災害ゼロをめざして参加しましょう！ ～

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々のより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう不断の努力が必要です。

山形県内の労働災害は、長期的には大きく減少しました。しかし、令和2年の休業4日以上之死傷者数をみると、暖冬で冬季型災害は減少したものの、全災害では、前年比5.1%増加し1,190人となりました。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防として、手洗い・うがいの励行等、職場内での感染予防対策も必要となっております。

このような状況の下、「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018年から2022年）の目標[※]達成に向け、誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会を目指し、労働災害のない社会を実現するため、経営トップが、労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識し「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組の促進を行う事業場参加型の運動を実施するものです。

※死亡災害：2018年から2022年までの死亡者数を前次期間と比較し15%以上減少させる。（5年間で41人以下）

※死傷災害：2022年までに2017年の死傷者数と比較し5%以上減少させる。（2022年の死傷者数を1,069人以下）

運 動 期 間 : 令和3年10月1日から12月31日まで

参 加 申 込 期 間 : 令和3年8月1日から9月30日まで

参 加 費 : 無 料

参 加 資 格 : 山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）

《建設現場は、工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能》

参 加 申 込 方 法 : 「参加申込書」に記入の上、主催者団体に郵送又はFAX等で申し込んでください。

参加シールの交付 : 参加を申し込んだ事業場には、参加シールを交付します。

参加事業場名の公表 : 参加事業場名を、安全衛生管理活動を積極的に取り組む事業場として主催者団体や山形労働局のホームページ等で公表します（公表を希望しない場合を除く）。

《※山形労働局ホームページでの事業場名公開は10月中旬頃を予定》

参加事業場の実施事項

◎ 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

◎ 「無災害運動」（災害防止活動）の実施（1つ以上実施してください）

- ・ 経営トップ等による職場巡視
- ・ 安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
- ・ 安全衛生の各級管理者の役割の確認
- ・ 転倒災害等の発生件数の多い災害に対する防止対策の実施（転倒危険箇所マップの作成等）
- ・ 災害事例等を活用した同種災害の再発防止措置の実施
- ・ 日常の安全衛生管理活動実施状況の点検の実施

◎ 新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進

主催者：山形労働局・各労働基準監督署

：山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会

（一社）山形県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会山形県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会山形県支部、（公社）ボイラ・クレーン安全協会山形事務所、山形県ボイラ工業協会、（一社）山形県溶接協会、山形県建設労働組合連合会、山形産業保健総合支援センター